



産業廃棄物処理施設設置許可証

令和 7 年 3 月 26 日

住 氏 所 宮城県黒川郡大和町鶴巣小鶴沢字大沢 5 番地
名 公益財団法人宮城県環境事業公社
〔 法人にあっては、名称
及び代表者の氏名 〕 理事長 後藤 康宏

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩



許可の年月日	令和 7 年 3 月 26 日	許可番号	10-103-0
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	施設の種別：管理型最終処分場（廃棄物処理法施行令第 7 条第 14 号ハ） 処理する産業廃棄物の種類 産業廃棄物：燃え殻、汚泥（含水率 85% 以下のものに限る）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの 以上 13 種類 （これらのうち石綿含有産業廃棄物を含む。水銀使用製品産業廃棄物を除く。水銀含有ばいじん等を除く。廃プラスチック類、金属くず並びにガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破砕物を含む。） 特別管理産業廃棄物：別表のとおり。		
設置場所	宮城県黒川郡大和町鶴巣幕柳字沼ノ沢二番 3 番 2、3 番 9、鶴巣幕柳字曲り坂 70 番 1、鶴巣大平字谷津沢二番 18 番 1、18 番 6、18 番 7、18 番 10、18 番 11、18 番 13、18 番 78、18 番 82、18 番 98、19 番 1		
処理能力	埋立面積 132、400 平方メートル 埋立容量 2、277、900 立方メートル		
許可の条件	廃棄物の搬入時間は、原則として午前 9 時から午後 4 時までとする。		
規則第 11 条第 8 項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

別表

根拠法令	特別管理産業廃棄物							取扱
令2の4第1号	廃油（産業廃棄物である揮発油類、灯油類及び軽油類）							×
令2の4第2号	廃酸（水素イオン濃度指数（pH）2.0以下のもの）							×
令2の4第3号	廃アルカリ（水素イオン濃度指数（pH）12.5以上のもの）							×
令2の4第4号	感染性産業廃棄物							×
令2の4第5号	特定有害産業廃棄物							
	イ	廃ポリ塩化ビフェニル（PCB）等						×
	ロ	ポリ塩化ビフェニル（PCB）汚染物						×
	ハ	ポリ塩化ビフェニル（PCB）処理物						×
	ニ	廃水銀等						×
	ホ	指定下水汚泥						×
	ト	廃石綿等						○
	ヘ・チ・ル	廃棄物名	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	ばいじん
		有害物質名						
		水銀又はその化合物	—	×	—	×	×	×
		カドミウム又はその化合物	×	×	—	×	×	×
		鉛又はその化合物	×	×	—	×	×	×
		有機燐化合物	—	×	—	×	×	—
		六価クロム化合物	×	×	—	×	×	×
		砒素又はその化合物	×	×	—	×	×	×
		シアン化合物	—	×	—	×	×	—
		PCB	—	×	—	×	×	—
		トリクロロエチレン	—	×	×	×	×	—
		テトラクロロエチレン	—	×	×	×	×	—
		ジクロロメタン	—	×	×	×	×	—
		四塩化炭素	—	×	×	×	×	—
		1・2－ジクロロエタン	—	×	×	×	×	—
		1・1－ジクロロエチレン	—	×	×	×	×	—
		シス－1・2－ジクロロエチレン	—	×	×	×	×	—
		1・1・1－トリクロロエタン	—	×	×	×	×	—
		1・1・2－トリクロロエタン	—	×	×	×	×	—
		1・3－ジクロロプロペン	—	×	×	×	×	—
		チウラム	—	×	—	×	×	—
		シマジン	—	×	—	×	×	—
		チオベンカルブ	—	×	—	×	×	—
		ベンゼン	—	×	×	×	×	—
		セレン又はその化合物	×	×	—	×	×	×
		1・4－ジオキサン	—	×	×	×	×	×
		ダイオキシン類	×	×	—	×	×	×
令2の4第6号	ばいじん（輸入廃棄物の焼却施設の集じん施設で集められたもの）							×
令2の4第7号	ばいじん・燃え殻（輸入廃棄物の焼却でダイオキシン類の基準に適合しないもの）							×
令2の4第8号	汚泥（輸入廃棄物の焼却でダイオキシン類の基準に適合しないもの）							×
令2の4第9号	ばいじん（輸入廃棄物）							×
令2の4第10号	燃え殻（輸入廃棄物でダイオキシン類の基準に適合しないもの）							×
令2の4第11号	汚泥（輸入廃棄物でダイオキシン類の基準に適合しないもの）							×
備考								

※令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

※○：取り扱うもの ×：取り扱わないもの